

各府省の事業計画と工程表 のとりまとめ ー公共インフラ、全体版ー

事業計画

1. 海岸対策	1
2. 河川対策	3
3. 下水道	6
4. 交通網	7
5. 農地・農業用施設	10
6. 海岸防災林の再生	12
7. 漁港・漁場・養殖施設・定置網	14
8. 復興住宅（災害公営住宅等）	17
9. 復興まちづくり	18
10. 土砂災害対策	22
11. 地盤沈下・液状化対策	23
12. 災害廃棄物の処理	24

工程表	26
-----	----

平成25年5月28日

復興庁

事業計画

1. 海岸対策

- ① 岩手、宮城、福島各県の515地区海岸のうち、428地区海岸^{※1}で被災。青森、茨城、千葉各県の468地区海岸のうち、43地区海岸で被災。

※1 警戒区域内（福島第一原子力発電所から半径20km圏内）を除く。

- ② このうち、地域生活・産業・物流・農業の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある海岸（約50km）について応急対策を実施し、平成23年末までに完了。

- ③ 新計画堤防高については、平成23年8月から、県等が関係市町村に堤防高さの案を提示し、調整を開始。9月9日に宮城県、10月8日に福島県、9月26日及び10月20日に岩手県が公表済み。

※ 堤防高さについては、中央防災会議専門調査会等で示された基本的考え方に基づき、「海岸における津波対策検討委員会」（学識者、三県等）の意見等を踏まえ、統一的な設定基準を策定（国土交通省、農林水産省）。

- ・過去の津波の痕跡高さの記録の整理
- ・発生の可能性が高い地震等の津波のシミュレーション

を行ったうえで、数十年～百数十年に一度程度の頻度で発生している津波を対象に湾ごとに設定。

- ④市町村が策定している復興計画を踏まえ、各港で策定している産業・物流復興プラン、他事業との調整等を行った上で、堤防設計等の施工準備が終了した海岸から工程を明らかにし、順次、本復旧工事を実施。

- ⑤ 本復旧工事については、国施工区間（代行区間を含む）のうち、仙台空港や下水処理場等の地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間において、概ね平成24年度末を目途に完了することを目標とし、残る区間においても、隣接する箇所等から順次復旧を進め、概ね5年での完了を目指す。県・市町村施工区間についても、重要施設が背後にある区間等から順次復旧し、全ての区間について概ね5年での完了を目指す。また、復旧に期間を要する湾口防波堤については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

- ⑥ 被災市町村の復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、

必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

⑦平成24年度における成果

約4割の地区海岸（196地区海岸／471地区海岸）において、本復旧工事を着工[※]した。

また、国施行区間（代行区間含む）では全区間で着工し、その内、復興・復旧を支える上で不可欠な仙台空港及び下水処理場の前面の区間約5キロについては工事を完了した。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成23年度に着工した地区海岸を含む。

⑧平成25年度の成果目標

約8割の地区海岸において、本復旧工事の着工[※]を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成24年度迄に着工した地区海岸を含む。

2. 河川対策

- ① 国管理区間の堤防で被災した北上川水系等 9 水系 2, 115 箇所（東北地整管内：1, 195 箇所、関東地整管内：920 箇所）については、平成 25 年 3 月末時点で、9 水系 2, 113 箇所については、被災前と同程度の安全水準を確保する本復旧を完了。

県・市町村管理区間では、全箇所^{*2}の災害査定を完了し、1, 103 箇所^{*3}で災害復旧事業を予定。なお、そのうち施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い 122 箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。本復旧については、設計・地元調整等の施工準備が整った 967 箇所着手済みであり、うち 741 箇所を平成 24 年度内に完了。

- ② 国管理区間の堤防で被災した箇所について、甚大な被害が発生するなどにより、本復旧が終わっていない残りの 1 水系 2 箇所について、引き続き復興に向けた地域や関係機関との合意形成を図りながら、調整等が整った箇所から工事に本格着手し、逐次完了予定。

県・市町村管理区間については、平成 25 年度に、新たに 115 箇所本復旧に着手予定（累計 1, 082 箇所）。また、平成 25 年出水期（6 月頃～）までに 13 箇所（累計 754 箇所）、さらに、平成 25 年度内に 215 箇所（累計 969 箇所）で本復旧完了予定。

- ③ 津波の遡上が想定される区間については、海岸堤防の整備計画及び市町村が策定する復興計画等と整合を図りながら、津波対策等として必要な高さの堤防を逐次整備し、概ね 5 年を目途に全箇所を完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）併せて、水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を実施するとともに、堤防において液状化のおそれがある箇所は対策を実施。

- ④ 震災前に比べ堤防等が脆弱になっていること等から、平成 23 年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。堤防等の本復旧が完了したところから順次、基準水位の見直しを実施中。

- ⑤ 平成 24 年度における成果

○ 国管理区間

東日本大震災で被災を受けた 2, 115 箇所のうち、

・ 2, 1 1 3 箇所では平成 2 4 年度中に本復旧を完了。甚大な被害が発生するなどした 2 箇所*については、引き続き復興に向けた地域や関係機関との合意形成を図りつつ、対策を実施。

・ 液状化対策については、対策が必要な 96 箇所のうち、88 箇所では平成 2 4 年度中に対策を完了。残りの箇所については、市町村の復興計画の策定等に時間を要し、工事の進捗に遅れが生じているものの、引き続き対策を実施。

○ 県・市町村管理区間

- ・ 全箇所（1, 1 0 3 箇所）で災害査定を完了。
- ・ 9 6 7 箇所（全体の約 8 8 %）で本復旧に着手。
- ・ 7 4 1 箇所（全体の約 6 7 %）で本復旧を完了。

⑥ 平成 2 5 年度の成果目標

○ 国管理区間

- ・ 甚大な被害が発生するなどした 2 箇所*の本復旧について、引き続き復興に向けた地域や関係機関との合意形成を図りながら、調整等が整った箇所から工事に本格着手し、逐次完了予定。
- ・ 液状化対策については、今後対策を実施する 8 箇所のうち、平成 2 4 年度中に工事着手した 6 箇所の対策を平成 2 5 年度中に完了予定。

※津波の遡上が想定される区間については、市町村が策定する復興計画等と整合を図りながら、引き続き津波対策等として必要な高さの堤防を逐次整備するとともに、水門等の耐震化、自動化及び遠隔操作化や堤防の液状化のおそれがある箇所の対策を逐次実施。

○ 県・市町村管理区間

- ・ 新たに、1 1 5 箇所では本復旧に着手予定（累計 1, 0 8 2 箇所（全体の約 9 8 %））。
- ・ 本復旧の完了予定は、以下の通り
出水期（6 月頃～）まで：全体の約 6 8 %（累計 754 箇所／全 1, 103 箇所）
平成 2 5 年度末まで：全体の約 8 8 %（累計 969 箇所／全 1, 103 箇所）

※河口部については、引き続き、復興計画と整合性を図りながら必要な高さの堤防を順次整備

* 1 北上川河口部右岸の長面地区・・・地盤沈下により広範囲に農地が水没しており、地域の復旧・復興方針について地域や関係機関との合意形成を図るのに時間を要した地区。平成 2 5 年 3 月までに、一部区間の復旧工事契約済み。

* 2 福島第一原子力発電所事故に伴って警戒区域が設定された地域等を除く。

＊３ 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

＊４ 北上川河口部左岸の月浜地区・・・応急対策は完了しているが、現況堤防が地元の災害復旧工事のための道路（兼用）として活用されていることや被災地区で集団移転の検討もなされていることから、本復旧に当たっては道路協議や地域との合意形成が必要な地区。平成 25 年 3 月までに、工事着手済み。

（これまでの技術指針の策定状況等）

取組み	内容
河川への遡上津波対策に関する緊急提言 <u>＜河川津波対策検討会＞</u> (H23/8/22)	被災河川における早期の復旧・復興対策に資するべく、また全国における河川津波対策が円滑に進むよう、河川津波対策の考え方について緊急的に提言されたもの。 http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000376.html
東日本大震災における河口堰・水門等の復旧に向けての緊急提言 <u>＜東北地方太平洋沖地震を踏まえた河口堰・水門等技術検討委員会＞</u> (H23/5/30)	被災した河口堰・水門等について、復旧未了のまま出水期を迎えるにあたって留意すべき事項、及び出水期明けに行われる本復旧に向けて考慮すべき事項に関して緊急的に提言されたもの。 http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/kakouzeki_suimon/index.html
東日本大震災を踏まえた堰・水門等の設計、操作のあり方について <u>＜東北地方太平洋沖地震を踏まえた河口堰・水門等技術検討委員会＞</u> (H23/9/30)	堰・水門等の施設を対象として、今後の設計・操作の考え方について、今回発生した事象を踏まえて速やかに対応すべき事項及び技術的に確立されていないために今後検討や研究・開発が必要な事項に関して提言されたもの。 http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/kakouzeki_suimon/index.html
河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き <u>＜河川・海岸構造物の復旧における景観検討会＞</u> (H23/11/11)	東日本大震災からの河川・海岸構造物の復旧にあたって必要となる具体的な景観への配慮事項、配慮方法を緊急的かつ一体的にとりまとめ、国、県等による河川・海岸構造物復旧における景観への配慮を支援するもの。 http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000426.html
河川構造物の耐震性能照査指針 河川構造物の耐震性能照査指針・解説 レベル2地震動に対する河川堤防の耐震点検マニュアル <u>＜水管理・国土保全局治水課＞</u> (H24/2/3)	照査指針等の改定により、堤体の液状化、津波、地殻変動に伴う広域な地盤沈降の３項目についての記述を追加、充実させ、河川構造物の耐震性能の一層の向上を図るもの。 http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/bousai/wf_environment/structure/index2.html

3. 下水道

① 被災した下水管 6 4 8 km のうち汚水を流下させるために応急対応が必要な箇所については平成 2 3 年 5 月までに完了。平成 2 5 年 4 月 1 日現在、4 5 2 km が本復旧完了。引き続き、復興計画と整合を図りながら、早期に本復旧を完了させることを目標とする。なお、下水道施設については法令により耐震化が義務づけられていることから、下水管の本復旧にあたっては耐震化を併せて実施。

② 被災した下水処理場 1 2 0 箇所（福島県内の避難指示区域等内に位置する 9 箇所を除く）のうち、2 箇所は汚水の発生がないため稼働の必要がなく、被害が甚大であった仙台市南蒲生浄化センターを除き 1 1 7 箇所は平成 2 4 年度末までに通常レベルの処理まで復旧済である。

福島県内の避難指示区域等における処理場 9 箇所のうち 3 箇所において、本復旧工事に着手。

③ 平成 2 4 年度における成果

仙台市南蒲生浄化センターを除き、通常レベルの処理を開始。

④ 成果目標 平成 2 5 年度

仙台市南蒲生浄化センターについて、平成 2 7 年度末までの完了を目指し、水処理施設の土木・建築工事を進める。また、被災した下水管について、復興計画と整合を図りながら、復旧を進める。

4. 交通網

(1) 道 路

- ① 高速道路については、平成23年4月28日までに旧警戒区域※にかかる区間（常磐自動車道広野IC～常磐富岡IC）を除き、一般車両通行可能。支援物資等の輸送及び繁忙期における交通に支障を及ぼすことのないよう配慮しつつ平成24年12月22日に本復旧を完了。旧警戒区域にかかる区間（常磐自動車道広野IC～常磐富岡IC）については、環境省が実施する除染工事（平成24年内着手、仮置場の確保を前提に平成25年6月末完了予定）と並行して復旧工事に着手しており、工事発生材等の処理、供用形態、アクセス道路の復旧等について関係機関と調整が整うことを前提に、平成25年度を供用目標として事業を進める。

※ 平成24年4月1日の区域見直し前の警戒区域

※ なお、復旧箇所以外の常磐自動車道の整備については、

- 相馬IC～山元IC間 : 平成26年度

旧警戒区域にかかる以下の区間については、工事発生材の処理、供用形態、アクセス道路の復旧等について関係機関との調整が整うことを前提に

- 浪江IC～南相馬IC間 : 平成26年度
- 常磐富岡IC～浪江IC間:平成26年度供用目標区間から大きく遅れない時期を供用目標として事業を推進。

- ② 直轄国道については、平成23年4月10日までに概ね復旧し、7月10日までに広域迂回解消済み。平成25年度末までに、構造物補修、路面復旧等本復旧を完了予定。なお、国道45号の橋梁等大規模な被災箇所については、地域の復興計画を踏まえて復旧する。
- ③ 自治体管理道路については、実施可能な箇所から本復旧を順次実施する。
- ④ 復興道路、復興支援道路の整備のうち、三陸沿岸道路及び太平洋沿岸と東北道を繋ぐ横断軸の未事業化区間については、平成23年度第三次補正予算において事業化し、順次、測量、設計説明会、用地幅杭の設置に着手。平成24年度は、順次、用地買収を進め、一部の区間で工事に着手。平成25年度以降は引き続き、用地買収を進め、順次工事へと移行。
- ⑤ 津波防災地域づくりに係る道路整備については、各地方公共団体が策定する復興計画を踏まえつつ、順次、計画に位置付けられた道路整備を推進する。

(2) 鉄 道

I. 旅客鉄道

- ・震災直後、76路線が被害を受け、運休となったが、これまでに68路線が既に運転を再開。
- ・残る三陸鉄道とJR6路線については、以下のとおり復旧を図る方針。

① 現行ルートでの復旧を図るもの（三陸鉄道）

- ・三陸鉄道については、現在、不通となっている区間について、復旧工事を行っており、平成26年4月頃に、北リアス線及び南リアス線全線で運転再開の見込み。

② 現行ルートの変更も含めたまちづくりと一体となった復旧を図るもの（沿岸部のJR東日本の被災6路線）

- ・山田線、大船渡線、気仙沼線については、沿線地方公共団体が、市街地の移転等と合わせて、鉄道ルートの変更等も含めた復興整備計画等を策定するとともに、JR東日本が津波に対する鉄道の安全確保等の観点から検討を行った上で、鉄道の復旧方針を決定。

このうち、気仙沼線及び大船渡線については、仮復旧としてBRTを運行中。

石巻線の浦宿^{うらしゆく}～女川^{おながわ}駅間については、女川町で進めている、駅周辺の復興まちづくりとの整合を図りつつ、早期運転再開に向けた取組みを進める。

仙石線については、ルート移設等に係る復旧工事を進め、平成27年のうちに全線運転再開を目指す。

常磐線の相馬～浜吉田駅間については、ルート移設等により用地取得等を前提として、平成26年春の工事着手、概ね平成29年春頃の運転再開を目指す。

II. 貨物鉄道（臨海鉄道等）

- ・仙台臨海鉄道については平成24年9月7日に、JR貨物（石巻港線）については同年10月9日に、それぞれ運転を再開した。これにより全ての駅で貨物鉄道輸送による営業が再開された。

(3) 空 港

【復旧関係】

- ・平成23年9月25日に、仙台空港の旅客ターミナルビルの本格復旧が完了するとともに、10月1日には空港アクセス鉄道についても全線で運転が再開し、空港機能は概ね復旧が完了した。

・仙台空港においては、今般の震災により発生した地盤沈下によって損なわれた排水機能の復旧など、その他のインフラ施設については、引き続き、復旧を実施。

【復興関係】

・空港施設の耐震化を実施するとともに、津波による被害から早期復旧するための対策の検討等を行い、地震発生及び津波襲来による被災時に最低限必要な空港機能を確保する。

(4) 港 湾

- ① 被災直後、青森県八戸港から茨城県鹿島港に至る全ての港湾機能が停止。このため、各港において航路啓開等を実施するとともに、コンテナ等基幹的輸送を担う施設や火力発電所用石炭の取扱施設等について、応急復旧を実施。
- ② 本格復旧にあたっては、地元自治体、港湾利用者等と協議の上、平成23年8月中旬までに被災各港湾において、重要な施設毎の「復旧工程表」を策定した。その中で、特に、コンテナ等基幹的輸送を担う施設、製造業の操業再開に必要な施設等については、それらに支障がないように復旧を進めている。
- ③ 平成25年3月31日までに、八戸港～鹿島港の地方港湾を含む21港の被災した公共岸壁373バース（水深4.5m以深）のうち、312バース（84%）が、吃水制限や上載荷重制限があるものの利用可能。
- ④ 平成24年度における成果
産業・物流上、特に重要な港湾施設については、平成24年度末で、全101箇所の本格復旧に着手し、そのうち62箇所が完了した。また復旧に期間を要する施設（防波堤）については、震災後概ね5年での復旧を目指し、計画的に復旧を進めた。
- ⑤ 平成25年度の成果目標
産業・物流上、特に重要な港湾施設に加え、復旧工程計画に定められた（復旧に期間を要する防波堤を除く）全ての港湾施設について本格復旧を完了する。また復旧に期間を要する施設（防波堤）については、まちづくりや産業活動に支障が生じないように計画的に復旧を進める。

5. 農地・農業用施設

- ① 津波により、特に岩手県、宮城県、福島県ではまとまりのある広域的な農地・農業用施設に甚大な被害を受けたところ。
 - ② このため、基幹的農業用施設については、主要な排水機場の応急復旧を概ね完了したところ。本格的な施設の復旧については、各地域での復興計画の策定を踏まえて順次実施し、概ね5年間での完了を目指す。
 - ③ 農地等の復旧については、被害の状況に応じ、用排水施設の機能確保も行いながら、ヘドロ除去、農地復旧、除塩等を実施し、原形復旧を予定している農地については、概ね3年以内の着実な復旧を目指す。
 - ④ 具体的には、
 - ・ 平成23年度当初までに除塩等を行った農地については、既に営農が可能となっている。（約1,290ha）
 - ・ ヘドロ等が薄く又は部分的に堆積している農地については、用排水施設の機能確保、除塩等を平成23年度に概ね完了し、平成24年度からの営農が可能となっている。（約5,950ha）
 - ・ ヘドロ等が厚く又は広範囲に堆積し、畦畔等も損傷している農地については、ヘドロ除去、農地復旧、除塩等を平成24年度内までに概ね完了し、平成25年度から営農再開を目指す。（約5,280ha）
 - ・ ヘドロ等が厚く広範囲に堆積し用排水路等の損傷も著しい農地や地盤沈下により一旦水没し耕土の損傷が著しい農地については、営農再開に必要な生産基盤の全面的な復旧を平成25年度内までに概ね完了し、平成26年度から営農再開を目指す。（約2,230ha）
 - ・ 堤防の破堤や地盤沈下により海水が浸入しているなど被害が甚大な農地の一部（約110ha）及びまちづくりや他の復旧・復興事業との調整が必要な農地（約600ha）については、別途、関係機関が連携し復旧工法等の検討を進める。
- ※ 以上の面積は、岩手県、宮城県、福島県の3県の津波被災農地を対象に計上したものの、福島県における原子力発電所事故に係る新たな避難指示区域等の農地約2,120ha、農地転用等が見込まれる農地約820ha等を除いている。
- ⑤ 大区画化等の区画整理を導入する地区においては、別途、地域の合意形成を進めながら実施していくことが必要となる。

⑥ 青森県、茨城県、千葉県の津波被災農地約 950ha については、既に平成 23 年度当初までに約 810ha の農地で除塩等を行い、営農が可能となっている。残りの約 140ha の農地についても、用排水施設の機能確保、除塩等を平成 23 年度内に概ね完了し、平成 24 年度からの営農が可能となっている。

⑦ 平成 24 年度の成果

約 5,280ha の農地について、平成 25 年度からの営農が可能となる見込み。

⑧ 平成 25 年度の成果目標

約 2,230ha の農地について、平成 26 年度からの営農再開を可能とすることを目指す。(但し、区画整理を導入する地区等においては、地域の合意形成を進めながら実施する必要がある。また、原子力発電所事故の影響がある農地については、別途実施される除染の工程と調整を図りながら復旧を進めていく必要がある。)

6. 海岸防災林の再生

- ① 青森県～千葉県にわたる海岸防災林（延長計約 140km）が被災。防潮堤、林帯地盤、樹木に甚大な被害。

海岸防災林の再生は、ガレキ処理に資するため、安全性が確認された再生資材を活用するとともに、様々な NPO や企業等の支援も得つつ植林等を行う「『みどりのきずな』再生プロジェクト」として実施。

- ② これまで、地域生活・産業・物流等の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある箇所において防潮堤等の応急復旧工事を完了。宮城県気仙沼市における防潮堤については、国による代行により復旧に着手。

- ③ また、今回の津波による海岸防災林の被害がかつてない規模であること等から、技術的知見を踏まえつつ再生を図っていくため、「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」を設置。平成 23 年 5 月以降、海岸防災林の防災効果の検証、復旧方法等の検討を重ね、平成 24 年 1 月に海岸防災林の復旧・再生に向けた技術的な方針について最終的な取りまとめが行われたところ。

- ④ 平成 23 年度第 3 次補正予算において、防潮堤等の施設の整備や背後の海岸防災林の復旧・再生に係る予算を措置。

また、海岸防災林の被害が特に甚大な宮城県仙台湾地区については、民有林直轄治山事業として国直轄施工による復旧に着手。

- ⑤ これまでに被災した防潮堤、海岸防災林のうち、ガレキ置き場になっている箇所等を除き、災害復旧事業の査定を全て終了。

既に、海岸防災林が被災した青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の全ての県について復旧工事を実施しているところ。

今後、海岸防災林の復旧・再生は、防潮堤の復旧等海岸防災林の造成に必要な基盤造成については平成 23 年から概ね 5 年間で完了し、基盤造成が完了した箇所から順次植栽を実施。全体の復旧は、平成 23 年から概ね 10 年間で完了することを目指す。

- ⑥ 平成 24 年度における成果

平成 25 年 3 月までに、被災した海岸防災林約 140km のうち約 50km において復旧工事に着手。

- ⑦ 平成 25 年度の成果目標

被災した海岸防災林については、土地利用に関する地元の合意形成の状況を踏まえ

つつ、警戒区域やガレキ仮置き場等を除く全ての箇所（約 100km）について、平成 26 年 3 月までに復旧工事に着手することを目指す。

※ なお、海岸防災林の再生に当たって、環境省の基準等に基づき安全性が確認された再生資材（コンクリートくず（再生碎石）、津波堆積物（土砂））を沈下した地盤の埋め戻し材、盛土材等として活用し、自然物由来の木くずについては、チップ化してマルチング材等として活用。

7. 漁港・漁場・養殖施設・定置網

(1) 漁 港

被災した漁港は、北海道から千葉県までの7道県の319漁港に及び、これは全国の2,914漁港の約1割に相当する。特に岩手県、宮城県、福島県の3県では、ほぼ全ての漁港で被害を受けた。

漁港の復旧・復興については、平成23年末までに、航路・泊地のがれき撤去に一定の目途をつけるとともに、「東日本大震災からの復興の基本方針」や「水産復興マスタープラン」に示された考え方のもと、県・市町村及び地元漁業者等の意見を十分に踏まえながら、漁港間での機能集約と役割分担の取り組みを図りつつ、地域一体として必要な機能を早期かつ計画的に確保していく。

全国的な水産物の生産・流通拠点となる漁港及び地域水産業の生産・流通拠点となる漁港については、早期の操業再開に向けて、一部の甚大な被害のあった漁港を除き、平成25年度末までに漁港施設等の復旧に目途をつける。なお、被害が甚大な漁港については、同時期までに一定の係留機能等の確保を、平成27年度末までに漁港施設等の復旧に目途をつける。また、あわせて、復興施策として、全国的な水産物の生産・流通拠点となる漁港においては、流通・加工機能の強化等を推進するとともに、地域水産業の生産・流通拠点となる漁港においては、市場施設や増養殖関連施設等の集約・強化等を推進する。

その他の漁港については、地域水産業の早期再開に向けた地元漁業者の意向、漁港の被災状況や背後集落の復興に向けた方針等を考慮しつつ、漁船の係留場所の確保など必要性の高い機能から必要な施設を選定し事業を実施し、平成27年度までに漁港施設等の復旧に目途をつける。

- ・ 成果：被災した漁港の概ね4割において、陸揚げ岸壁の復旧を完了した（115漁港）。
- ・ 25年度の目標：被災した漁港の6.5割において、陸揚げ岸壁の復旧の完了を目指す。

(2) 漁 場

海へ流出した岩手県、宮城県、福島県の3県のがれきは約500万トンと推計され、沿岸域から沖合域の漁場に被害が発生した。

被災した漁場の復旧・復興にあたっては、以下のとおり、がれきの撤去、漁場生産力向上のための技術開発等の実施及び漁場施設等の整備を行う。

① 漁場におけるがれき撤去の推進

- 早期の漁業再開に向けて、平成23年秋から冬にかけて再開が可能な漁場、種苗放流を早期に行う必要がある漁場、底びき網等の好漁場・主漁場であった海域等において、漁業者によるがれき撤去の取組や専門業者によるがれき撤去の支援を優先的に実施。

○ 平成25年度末まで、本格的な漁業の復興に向けて、生産活動が可能な沿岸の採貝・採藻、養殖等の漁場及び底びき網の漁場等のより広域の漁場におけるがれき撤去や操業中に回収されたがれきの処理を推進する。

- ・ 成果：がれきのうち漂流物の撤去については概ね終了。また、海底のがれき撤去については定置・養殖漁場では9割以上、広域漁場では操業を再開できる程度までがれき撤去を実施した。
- ・ 25年度の目標：底びき網漁業等の広域の漁場については、平成25年度末までにがれき撤去の終了を目指す。また、定置・養殖漁場のがれき撤去については、一部の漁場でがれきが再流入しているため、平成25年度末までの終了を目指す。なお、がれきの分布状況によっては平成26年度においても実施。

② 漁場生産力向上のための技術開発等の実施

平成24年度末までに行った漁場環境調査の結果を踏まえ、平成25年度からは、被災した漁場において沿岸漁業・養殖業を円滑に行うために以下の技術開発等を実施する。

○ 被災した漁場において円滑に操業するための改良漁具の開発

○ 被災したことにより機能が低下した漁場を本来の漁場に回復させるための技術開発

- ・ 成果：24年度は、被災した漁場において藻場・干潟回復状況調査、沿岸漁場・養殖場回復状況調査及び有害物質生態系影響調査を実施した。
- ・ 25年度の目標：25年度末までは、被災した漁場において沿岸漁業・養殖業を円滑に行うための技術開発等を実施する。

③ 漁場施設等の整備

平成25年度末までに、消波堤等の復旧に目途をつけるとともに、平成27年度末までに、水産資源の回復を図りつつ、漁場の生産力の増進を図るため、魚礁、水産生物の保護・育成礁、藻場・干潟等の整備を推進する。

- ・ 成果：24年度末までに被災した漁場において魚礁、増殖場及び消波堤の整備を実施したとともに、消波堤等の復旧が必要な28漁場について概ね5割を復旧した。
- ・ 25年度の目標：25年度末までに被災した漁場において魚礁、増殖場及び消波堤の整備を実施するとともに、消波堤等の復旧が必要な28漁場について概ね9割を復旧することを目指す。

(3) 養殖施設

養殖施設については、広範囲の道県にわたってわかめ養殖、こんぶ養殖、ぎんざけ養殖、かき養殖、ほたて養殖等の施設に被害が発生した。

- ・ 成果：被災した養殖施設の復旧・復興については、災害復旧事業を実施している他、

漁業共済等による自力復旧を含めた取組が進められている。平成 24 年度においては、養殖施設災害復旧事業により、年度末までに福島県の立入禁止区域内を除き、養殖業再開希望者（経営体数：3,981 件）が、養殖施設の整備に目途をつけた。

- ・ 25 年度の目標：福島県立入禁止区域内の養殖施設について、立入禁止が解除され、養殖業再開の希望がなされた際は、速やかに対応する。

（４）大型定置網

大型定置網については、155 ケ統の大型定置網に被害が発生した。

- ・ 成果：被災した大型定置網の復旧・復興については、網及び固定具等資材の入手状況、漁船の確保状況を考慮して、利用可能な漁場から定置網の整備に取りかかり、平成 24 年度末までに操業再開を希望する大型定置網（142 ケ統）の概ね 8 割の整備を実施した。
- ・ 25 年度の目標：平成 25 年度末までには、操業再開希望者全員が、大型定置網の整備に目途をつけることを目標とする。

8. 復興住宅（災害公営住宅等）

- ① 自力での住宅の再建・取得が困難な被災者に対しては、地方公共団体による低廉な家賃の災害公営住宅の供給を推進することとし、コミュニティ機能、高齢者等へのサービス機能等と一体となった住宅や木造住宅の整備等、地域の実情に対応した住宅の整備に対する支援を引き続き進める。

災害公営住宅の整備については、事業の促進を目的として、住まいの復興工程表と住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた施策パッケージの公表や人的支援・技術的支援等を実施。

住宅再建・復興まちづくりの加速化を図るため、当該パッケージに基づく取組みを通じて、災害公営住宅整備事業のさらなる推進に向けた支援をおこなう。

※ 平成 25 年 3 月末現在で、全体計画が未定の福島県を除き、各県で約 21,700 戸の災害公営住宅の供給が計画されている。

そのうち、約 11,200 戸（福島県分約 2,200 戸含む）について事業着手（用地確保）済みであり、342 戸（福島県分 80 戸含む）について竣工済み。

- ② 被災地域においてサービス付き高齢者向け住宅を供給する民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等に対して、国が整備費の一部を支援する。

※ 被災地域^(注)における平成25年3月末のサービス付き高齢者向け住宅の登録状況：11,928 戸

（注：青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県）

9. 復興まちづくり

(1) 防災集団移転・区画整理等

- ・被災地における市街地整備事業を円滑に進めるためには、防災集団移転促進事業、土地区画整理事業等の事業制度を有効に活用することが不可欠であるため、市街地整備事業の運用に関するガイドンス等の作成・周知、津波被災市街地における土地区画整理事業の早期着手等に向けた方策についての通知等の発出、住まいの復興工程表と住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた施策パッケージの公表等を実施。
- ・住宅再建・復興まちづくりの加速化を図るため、当該パッケージにある早期工事着手のための手続きの簡素化等により、防災集団移転促進事業・区画整理事業等のさらなる推進を目指す。

(2) 被災した造成宅地について

- ・平成23年度第三次補正予算において、盛土造成地が滑動・崩落した地区に対応する事業（造成宅地滑動崩落緊急対策事業）を創設。
- ・被災宅地危険度判定の結果や被災状況に係る詳細な調査結果等を踏まえ、被災した造成宅地についての滑動崩落対策を推進する。
- ・自然斜面を対象としている「災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業」及び「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」について、特例措置として震災により転倒、倒壊、クラックが発生する等の被害が生じた宅地擁壁等の人工斜面を対象に加える等採択要件を緩和。

(3) 医療施設等

まず、仮設診療所等の整備、医療施設等の復旧等により当面の医療機能を確保した上で、次に県のプランづくりとそれに対する支援等をとおして中長期的な医療提供体制の再構築を図っている。

具体化に当たっては、復興の主体である被災3県において策定された医療の復興計画等に基づき、必要な医療が確保できるよう、国としても必要な助言を行うとともに、地域医療再生基金により財政的支援を行っていく。

※仮設診療所（47箇所）については、平成24年6月4日までに開設した。

(4) 学校施設等

I. 幼稚園・小中高等学校等

【災害復旧】

(i) 国立大学法人附属学校

国立大学法人附属学校の施設の復旧については、国立大学法人が設置する施設として、国立大学等と一体的に進めている。詳細については後述の（Ⅱ）大学等（ⅰ）国立大学法人等に記載。

（ⅱ）公立学校

東日本震災により被災した公立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助対象の 2,328 校について、設置者に対して財政的支援、指導助言等必要な措置を講ずることにより、以下のとおり、公立学校施設の早期の復旧を目指す。

- ① 比較的軽微な被害に留まる公立学校については、警戒区域等に所在する学校を除いた 2,213 校のうち復旧が完了していない 75 校について、早期の復旧完了を目標とする。
 - ② 甚大な被害を受けた公立学校については、警戒区域等に所在する学校を除いた 115 校のうち復旧が完了していない 105 校について、計画的な復旧完了を目標とする。
- ※①、②において、津波被害地域に所在し、移転を伴う場合等は、地域の復興計画の策定、移転先の確保等の条件が整い次第、速やかに事業着手を行うこととする。
- ③ 公立学校施設の復旧の際には、社会教育施設との一体的整備について必要に応じ検討する。
 - ④ 被災幼稚園については、関係者の意向を踏まえ、認定こども園として復旧出来るよう対応を行うこととする。

（ⅲ）私立学校等（専修学校・各種学校を含む）

東日本大震災より被災した私立学校等施設のうち、私立学校等施設の災害復旧に係る国庫補助対象の 746 校について、設置者に対して財政的支援等必要な措置を講ずることにより、以下のとおり、私立学校等施設の早期の復旧を目指す。

- ① 比較的軽微な被害に留まる私立学校等のうち、津波被害地域、警戒区域等に所在する学校を除いた 639 校については、平成 23 年度に復旧が完了した。
 - ② 甚大な被害を受けた私立学校等のうち、津波被害地域、警戒区域等に所在する学校を除いた 93 校のうち復旧が完了していない 8 校については、平成 25 年度内の復旧完了を目標とする。
- ※なお、津波被害地域、警戒区域等に所在し、事業未着手である 14 校について、移転を伴う場合等は、地域の復興計画の策定、移転先の確保、警戒区域等の解除等の条件が整い次第、速やかに事業着手を行うこととする。
- ③ 被災幼稚園については、関係者の意向を踏まえ、認定こども園として復旧出来るよう対応を行うこととする

Ⅱ. 大学等

【災害復旧】

(i) 国立大学等

東日本大震災より被災した国立大学法人、大学共同利用機関法人、国立高等専門学校機構（以下、「国立大学法人等」とする。）30 法人に対して、財政的支援、指導助言等必要な措置を講ずることにより、以下のとおり、国立大学法人等施設の早期の復旧を目指す。

- ① 比較的軽微な被害に留まる国立大学法人等 23 法人については、平成 23 年度に復旧が完了した。
- ② 甚大な被害を受けた国立大学法人等 7 法人のうち復旧が完了していない 3 法人については、平成 25 年度内の復旧完了を目標とする。なお、津波被害地域に所在し、移転を伴う場合等は、地域の復興計画の策定、移転先の確保等の条件が整い次第、速やかに事業着手を行うこととする。

(ii) 私立大学

東日本大震災より被災した私立大学施設のうち、私立大学施設の災害復旧に係る国庫補助対象の 148 校について、設置者に対して財政的支援等必要な措置を講じることにより、以下のとおり、私立大学施設の早期の復旧を目指す。

- ① 比較的軽微な被害に留まる私立大学 128 校については、平成 23 年度に復旧が完了した。
- ② 甚大な被害を受けた私立大学 20 校のうち復旧が完了していない 2 校については、平成 25 年度内の復旧完了を目標とする。

Ⅲ. 公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

【災害復旧】

東日本大震災より被災した公立社会教育施設のうち、警戒区域等に所在しており被害状況を確認できない施設を除いた 1,269 施設について、設置者に対して財政的支援、指導助言等必要な措置を講ずることにより、早期の復旧を目指す。

- ① 比較的軽微な被害に留まる公立社会教育施設については、警戒区域等に所在しており被害状況を確認できない施設を除いた 1102 施設について、平成 24 年度内に全て復旧が完了した。
- ② 甚大な被害を受けた公立社会教育施設については、警戒区域等に所在しており被害状況を確認できない施設を除いた 167 施設のうち、移転先の確保等の条件が整い、平成 25 年度中に復旧の目途が立ったものについて、復旧完了を目標として、順次事業着手を行うこととする。
- ③ 公立社会教育施設の復旧の際には、学校施設との一体的整備について必要に応じ検討する。

10. 土砂災害対策

- ① これまでの強い地震動により崩壊が発生するなど危険な状態となっている宮城、福島、茨城、栃木、新潟各県の41箇所の緊急的な土砂災害対策については、平成25年梅雨期までを目途に対策を概ね完了予定。また、地盤が緩み少量の降雨でも崩壊等が発生するおそれのある箇所では重要な保全対象を有する24箇所の土砂災害対策については、平成25年梅雨期までを目途に緊急的な対策を完了予定。

このほか、地震に伴い発生した不安定土砂が流動化すること等により、被災地の復興に不可欠な重要交通網等に甚大な被害を及ぼすおそれが高まっている箇所について、概ね5年間を目途に必要な箇所の対策を逐次完了させることを目標とする。

- ② 震度5強以上を観測した17都県241の市区町村では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、都県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用した。その後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の見直しを実施してきており、平成25年4月1日時点で1県26市町において東日本大震災にかかる暫定基準の運用を継続している。

- ③ 平成24年度における成果

- ・ 32箇所の緊急的な土砂災害対策について完了
- ・ 重要な保全対象を有し地盤が緩んでいる22箇所の緊急的な対策について完了。

- ④ 平成25年度における成果目標

- ・ 9箇所の緊急的な土砂災害対策について平成25年梅雨期までを目途に完了予定
- ・ 重要な保全対象を有し地盤が緩んでいる2箇所の緊急的な対策について平成25年梅雨期までを目途に完了予定。

1 1. 地盤沈下・液状化対策

(1) 地盤沈下

① 排水ポンプ車による緊急排水の実施

- ・湛水面積、湛水深が大きく、自然排水が困難な仙台空港周辺、石巻市釜谷地区等について、全国に配備している排水ポンプ車を地震発災直後より集結し、平成23年8月26日に緊急排水を完了。

② 宮城県沿岸低平地等における浸水対策（地盤沈下に伴う浸水対策）

- ・仙台湾沿岸の低平地は、東日本大震災による広範囲な地盤地下等により、降雨・高潮時に浸水しやすい状態となっていることから、関係部局が連携し、沿岸低平地部において大型土のう積等の緊急防御を実施するとともに、浸水時に速やかに排水出来るよう排水ポンプ車を広域に配備している。
- ・特に水はけが悪く浸水時の影響が大きい仙台空港周辺について、県管理の河川において排水機場等の整備に着手する。

(2) 液状化対策

① 液状化に関する研究及び技術開発の推進

- ・平成23年8月に「液状化対策技術検討会議」において、今回の液状化被害の特性や液状化発生メカニズムの確認・解析等、各種の公共施設等に共通する技術的事項をとりまとめ。
- ・上記とりまとめ結果も受けて、必要な研究及び技術開発を推進。

② 公共インフラにおける再発防止

- ・河川等の公共インフラ施設において、本復旧に合わせ、必要な液状化対策を実施する。

③ 公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策の推進

- ・平成23年度より、被災地における液状化に伴う被害状況を把握すると共に、公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策について、地方公共団体における即地的な調査・検討と有識者の意見等を踏まえながら工法・コスト削減方策等の検討を踏まえ、ガイダンスとしてとりまとめ地方公共団体へ提供。
- ・平成23年度第三次補正予算において創設した液状化対策推進事業を活用し、地方公共団体の地盤の液状化に対する対応方針を踏まえながら、市街地における再度災害の抑制に向けた、効果的、効率的な液状化対策を推進する。

1 2. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量の災害廃棄物等が発生（岩手県、宮城県、福島県合計：約 2,590 万トン（災害廃棄物 1,582 万トン、津波堆積物 1,009 万トン）と推計。3 県において 1 年間で排出される一般廃棄物の約 8 年分の廃棄物量に相当）。これらの災害廃棄物の処理は復旧復興の大前提であることから、適正かつ効率的に処理を進めなければならない。また、被災地では処理能力が不足していることから、被災地以外の施設を活用した広域処理、復旧・復興事業として整備する施設の建設資材としての活用などの再生利用についても進める必要がある。
- ② 国、県、市町村においては、以下の役割分担により、処理を進める。
 - ・ 国は、災害廃棄物の処理に関する基本的な方針等の作成のほか、財政措置、専門家の派遣、広域処理、再生利用の推進のためのマッチングを支援する。
 - ・ 県は、具体的な処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成し、被災した市町村から地方自治法に基づき事務委託を受けた場合は処理を実施する。
 - ・ 市町村は、災害廃棄物処理の実行計画を踏まえ、災害廃棄物の処理を実施する。なお、災害廃棄物処理特措法（平成 23 年法律第 99 号）第 4 条において、特定被災地方公共団体である市町村の長から要請があり、必要があると認められるときは、環境大臣は災害廃棄物の処理を代行する。平成 25 年 3 月末の時点で、福島県新地町、相馬市及び広野町からの代行要請を受諾した。
- ③ 災害廃棄物及び津波堆積物の搬入については、平成 25 年 3 月末現在、全 43 市町村のうち、18 市町村で完了している。

隣接者との境界線確定のために作業が遅れた建物基礎や損壊家屋の解体、解体設計に時間を要した大規模な建物の解体、地盤沈下や浸水により重機作業が困難であったため未搬入である災害廃棄物及び津波堆積物については、目標期間内に処理完了ができるよう調整しつつ解体、搬入を実施することとする。
- ④ 再生利用が可能な災害廃棄物は、極力再生利用することを基本とし、コンクリートくずについては復興の資材等として被災地で活用する。その他の種類別処理方法については、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）（平成 23 年 5 月 16 日）に示したとおり。

岩手県、宮城県では 34 基の仮設焼却炉と 23 か所の破碎選別施設を設置し、県内処理を最大限進めているが、なお処理が間に合わない分について、広域処理を活用する。
- ⑤ 腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月末までを目途として処理を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについ

ては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

中間処理・最終処分については、可能な限り前倒しして実施することとし、青森県三沢市、八戸市、宮城県利府町、松島町、茨城県ひたちなか市、大洗町、千葉県山武市については平成 25 年 3 月末までに完了した。その他の市町村についても、目標期間内でできるだけ早期の処理完了を目指す。

⑥ 成果目標

市町村版作成の対象市町村（43 市町村）のうち、

- a. 災害廃棄物の仮置場への移動を完了させた市町村数
- b. 中間処理・最終処分を完了させた市町村数

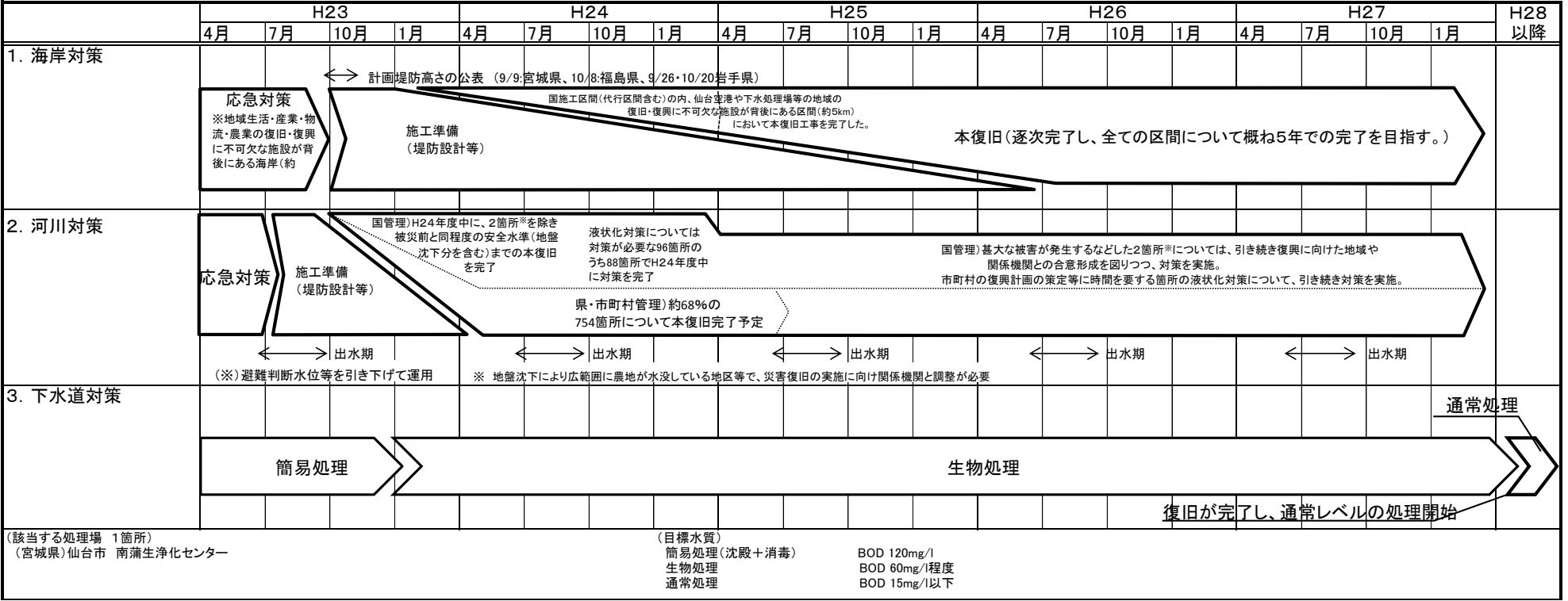
により評価を実施し、対象市町村ごとに定めた目標までに完了させることとする。

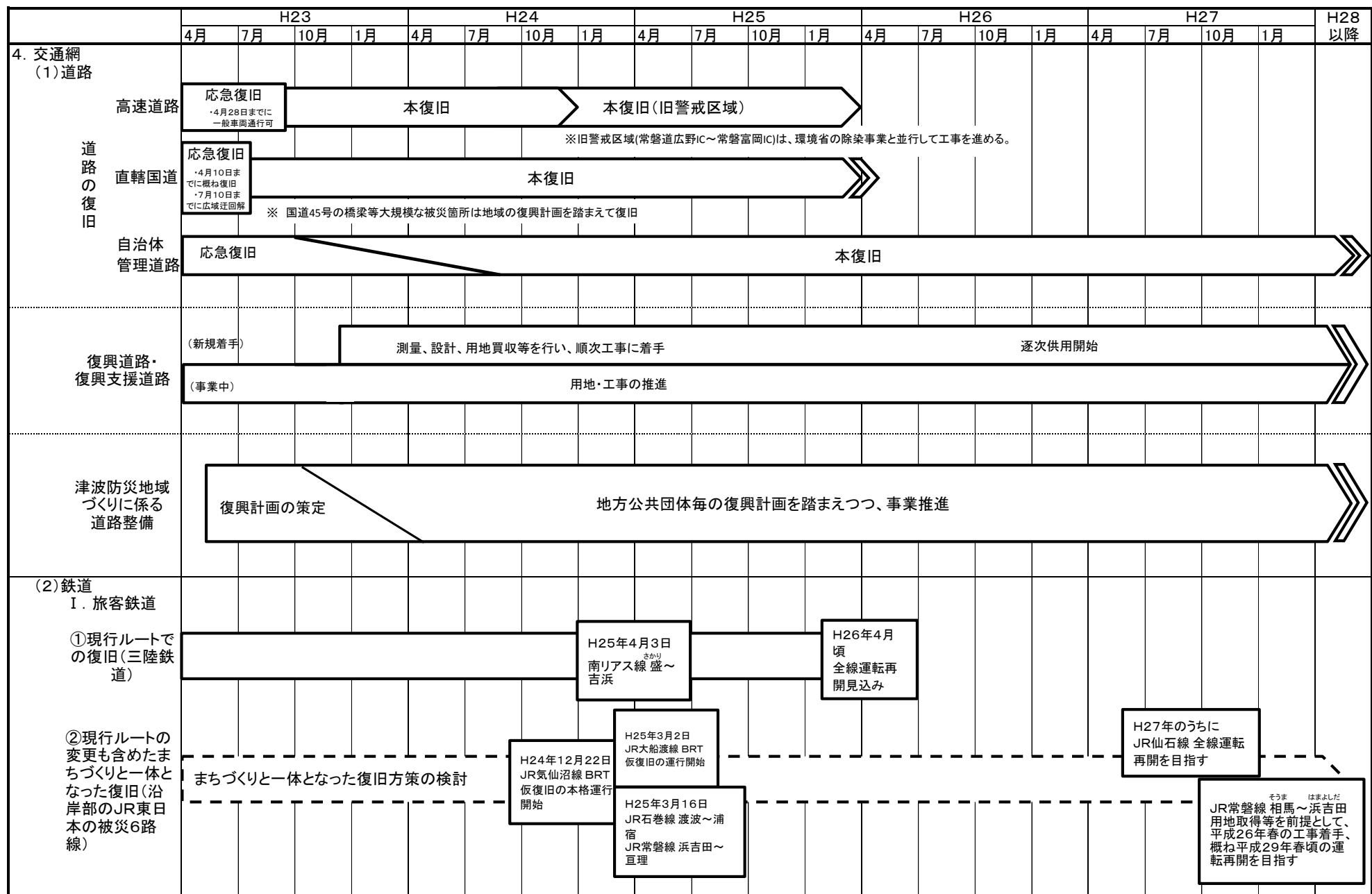
a. については、青森県で 2 市町村、岩手県で 5 市町村、宮城県で 6 市町村、福島県で 1 市町村、茨城県で 3 市町村、千葉県で 1 市町村の計 18 市町村（平成 25 年 3 月末現在）となっている。b. については、青森県で 2 市町村、宮城県で 2 市町村、茨城県で 2 市町村、千葉県で 1 市町村の計 7 市町村（平成 25 年 3 月末現在）となっている。

- ⑦ なお、本事業計画及び工程表は、平成 23 年 8 月 18 日に公布・施行された災害廃棄物処理特措法第 3 条に基づく災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、災害廃棄物の処理の内容及び実施時期等を明らかにした工程表として定めている。

- ⑧ また、福島県については、各市町村において災害廃棄物の処理が進められているところであるが、災害廃棄物処理特措法（平成 23 年法律第 99 号）に基づく国による代行処理及び放射性物質汚染対処特措法（平成 23 年法律 110 号）に基づき環境大臣が指定する地域における国の直轄による災害廃棄物の処理については、別途「避難指示解除準備区域等における公共インフラ復旧の工程表」を定める。

工程表(全体版)





		H23				H24				H25				H26				H27				H28以降
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
Ⅱ. 貨物鉄道								H24年9月7日 仙台臨海鉄道														
								H24年10月9日 JR貨物石巻港線 運転再開														
(3) 空港																						
復興関係	仙台空港																					
復興関係																						
(4) 港湾																						
八戸港	施工準備 (調査、設計)																					
久慈港	応急復旧																					
	施工準備 (調査、設計)																					
宮古港	施工準備 (調査、設計)																					
釜石港	施工準備 (調査、設計等)																					

	H23				H24				H25				H26				H27				H28以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
5. 農地・農業用施設																					
基幹的農業用施設	がれきの撤	応急復	本復旧 (市町村策定の復興計画、他事業等との調整が完了した箇所から順次着手)																		
用排水施設の機能が確保され、平成23年度(1)当初までに除塩を行い、すでに営農が可能となった農地	畦畔復旧、除塩	営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)																			
ヘドロ等が薄く又は部分的に堆積している農地(2)	がれきの撤去	土砂撤去、除塩、用排水施設の機能確保等	営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)																		
ヘドロ等が厚く又は広範囲に堆積し、畦畔等も損傷している農地(3)	がれきの撤去	土砂撤去、除塩、畦畔の復旧	順次営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)																		
ヘドロ等が厚く広範囲に堆積し用排水路等の損傷も著しい農地や地盤沈下により一旦水没し耕土の損傷が著しい農地(4)	がれきの撤	土砂撤去、除塩、営農再開に必要な生産基盤の全面的な復旧等	順次営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)																		
(注)地盤沈下等により海水が浸入している農地や、大区画化等の工事を行う農地については、H26以降となる場合がある。																					
6. 海岸防災林の再生																					
海岸防災林	応急対策	市町村策定の復興計画等を踏まえ、防潮堤等の復旧・海岸防災林の造成のための盛土・植栽等を実施(海岸防災林の基盤造成は概ね5年間で完了し、基盤造成が完了した箇所から順次植栽を実施。全体の復旧は概ね10年間で完了することを目指す。)																			
	施工準備																				

	H23				H24				H25				H26				H27				H28
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	以降
7. 漁港・漁場・養殖施設・大型定置網																					
(1) 漁港																					
	23年末までに漁港内の がれき撤去等の応急復																				
(全国的拠点漁港)	25年度末までに漁港施設等の復旧に目途(一部被害の甚大な漁港については、一定の係留機能等の確保) 復旧にあわせて流通・加工機能の強化、防災機能の強化等復興施策を推進												被害の甚大な漁港の復旧に目途(27年度)								
(地域の拠点漁港)	25年度末までに漁港施設等の復旧に目途(一部被害の甚大な漁港については、一定の係留機能等の確保) 復旧にあわせて市場施設や増養殖関連施設等の集約・強化等復興施策を推進												被害の甚大な漁港の復旧に目途(27年度)								
(その他の漁港)	27年度までに漁港施設等の復旧に目途(漁船の係留場所の確保など必要性の高い機能から事業を実施)																				
(2) 漁場口																					
(がれき撤去の推進 及び漁場環境調査 の実施)	23年秋から冬にかけて再開が 可能な漁場等を優先して、がれ き撤去を実施																				
	24年度末まで、より広域な漁場のがれきの撤去 及び漁場環境調査の実施								25年度末までに、より広域な漁場やがれきが 再流入している漁場のがれき撤去及び漁場 生産力向上のための技術開発等を実施				がれきの分布状況に応じて26年度 も実施								
(漁場施設等の整 備)	25年度までに28漁場について消波堤等の復旧に目途(25年度末までに概ね9割) あわせて、魚礁、増殖場、消波堤の整備を実施												魚礁、増殖場、消波堤の整備を実施(27年度)								
(3) 養殖施設																					
	24年度末までに養殖業再開希望者の全員が 養殖施設の整備に目途をつけることを目標												福島県の立入禁止区域内について、養殖業 再会の希望があった際は、速やかに対応す る								
(4) 大型定置網																					
	23年度末までに操業再開希望者の 概ね6割を整備				24年度末までに操業再開希望者の 概ね8割を整備				25年度末までに操業再開希望者全員 整備に目途をつけることを目標												

	H23				H24				H25				H26				H27				H28										
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	以降										
8. 復興住宅 (災害公営住宅等)																															
	住宅復興計画の策定																				住宅再建・復興まちづくりの加速化を図るため、災害公営住宅整備事業の推進を支援										
9. 復興まちづくり																															
(1)防災集団移転・ 区画整理等																															
	復興計画の策定				住宅再建・復興まちづくりの加速化を図るため、市街地整備事業を推進する																										
(2)被災した造成宅 地について																															
	被災宅地危険度判定の実施、応急対策				被災状況に係る詳細な調査等				・造成宅地滑動崩落緊急対策事業等の実施により、被災した造成宅地についての対策を推進 ・災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業及び災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の特例措置による宅地擁壁等の復旧																						
(3)医療施設等																															
	仮設診療所・仮設病棟の整備																														
	※仮設診療所(47箇所)については、平成24年6月4日までに開設した。																														
	医療施設等の復旧整備																														
	医療提供体制の再構築																														

		H23				H24				H25				H26				H27				H28
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	以降
(4)学校施設等																						
Ⅰ. 幼稚園・小 中高等学校等	比較的 軽微な 被害に 留まる学 校の復 旧	校舎等の本格復旧																				
	甚大な 被害を受 けた施設 の復旧	校舎等の本格復旧																				
		※防災機能の強化、公民館等関係施設との複合化・多機能化については、被災地からの要望に応じて対応。 ※被災幼稚園については、関係者の意向を踏まえ、認定こども園として復旧。																				
Ⅱ. 大学等	比較的 軽微な 被害に 留まる施 設の復 旧	校舎等の復旧																				
	甚大な 被害を受 けた施設 の復旧	校舎等の本格復旧																				
Ⅲ. 公立社会 教育施設(公 立社会体育施 設・公立文化 施設を含む)	比較的 軽微な 被害に 留まる施 設の復 旧	施設の本格復旧																				
	甚大な 被害を受 けた施設 の復旧	施設の本格復旧																				

